

令和2年度

# 事業計画書

社会福祉法人 紀和会

## 【基本方針】

ケアホーム熊南は基本方針を「基本的人権を尊重した明るく開かれた施設」の実現を目標としています。施設運営については公正、平等を原則とした介護を目指します。ケアホーム熊南の役職員はこれらの目標をしっかりと理解し、それぞれの役割と責任を自覚し、有効な組織的運営を実施できるよう努めます。

又、特別養護老人ホーム・身体障害者支援施設の機能を活用し、それぞれの事業間の連携を保ちながら複合施設の特性を生かし、サービスの提供のみならず地域から信頼される施設をめざして地域との交流を深め、情報の発信基地としても機能し、地域に根付いた福祉サービスの提供に努めます。

## 【事業計画】

- ※ 利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上への不断の努力を重ねるとともに、地域のさまざまな生活・福祉課題に積極的に対応して参ります。
- ※ 基本方針のもと経営基盤の安定、利用者及び家族へのサービス提供の充実、介護に関するトータルで上質なサービスとケアの推進、介護記録システム ICT 化による情報共有、人材の確保とその育成等の重点目標の推進をして参ります。
- ※ 社会福祉制度改革のフォローアップ、組織のガバナンス強化及び財務規律の徹底を図るとともに、情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進めて参ります。
- ※ サービス提供の充実、サービスの質の向上を推進する上で、人材確保・育成・定着が最重要課題となっているため、働き方改革関連法に対応した職員処遇の改善に努め、働きがい、働きやすさの促進を図って参ります。また積極的な研修参加等を計画し、職員の能力発揮・成長機会の提供に努めて参ります。
- ※ 新たな加算が算定できるように体制を整備し、新規利用者の確保、空きベッドの活用等を積極的に行い稼働率の向上に努め、法人全体が安定した経営ができるように全力で取り組んでいきたいと考えております。

## 【重点目標】

### ※ 経営基盤の安定について

- 各種法令や運営基準等について、請求も含め各事業ごとにチェック体制を構築し、遵守します。
- 事務処理及び労務管理を徹底することにより、経営基盤の確立を図るとともに安定的な事業経営及び事業の拡大を行います。
- 継続的経営を行うため、財政基盤を強化し、健全で安定的経営に努めます。
- 法人・事業運営に関する情報開示を積極的に行い、透明性のある法人・事業運営を行い、社会福祉法人としての安定した経営に努めます。
- 建物維持管理および消費税増税に伴う諸経費等の見直し・削減を図るとともに、稼働率を高め、効率的運営を行うため以下の運営目標を定め、事業方針に基づいた事業を推進します。

### ※ 利用者及び家族へのサービス提供の充実について

- 多様化するニーズを的確に把握し、人権の尊重や個人の尊厳に配慮した安心で安全なサービス提供に努めます。
- 利用者及び家族に対し情報開示と情報提供を行い、経営方針や目標について理解を深めるとともに、サービスの充実に努めます。

### ※ 介護に関するトータルで上質なサービスとケアの推進について

- 選ばれる施設としての戦略的基盤と夢のある高齢化社会のビジョン作りを行います。
- サービスとケアの質の向上のために、ハード・ソフトの整備、充実にしっかりと取り組み、社会福祉法人としての使命を常に確認しながら質の高い福祉経営を目指します。

### ※ 介護記録システム ICT 化による情報共有について

- 介護記録システムの活用により、利用者の利用状況や心身状態の情報共有することができ、業務の効率化・合理化を図るとともに、利用者サービスの向上に努めます。
- 各部署が積極的に情報交換を行い、利用状況やニーズの把握等、情報共有に努めます。

- 介護記録システムとナースコール設備の連動により、迅速な対応、事故防止に努めます。

#### ※ 人材の活用システムについて

- 組織の活性化や職員の志気の高揚を図るため、適材適所の原則に立ち、意欲的で創造性に富む人材登用に努めます。
- 職員の能力や適性を把握し、適切な人事管理を推進します。

#### ※ 人材の確保とその育成について

- キャリアパスプログラムの階層に応じた研修会や専門分野別の研修会に積極的に参加することにより、職員一人ひとりに必要な知識・技術が獲得できる機会を提供し、介護の専門職としての倫理観・資質の向上に努めます。
- 職員のモチベーションを低下させないよう、メンタル面のフォローを含め、適時面談を実施します。
- 福祉職員を育成する場としての福祉教育実習や体験学習やボランティア等を積極的に受け入れます。
- 「働き方改革」の制度対応を行なうと同時に職員の「働き方」の見直し、改善を進め、戦力の強化をはかりつつ、「働きがい」、「働きやすさ」の促進を図ります。
- 広報活動による福祉人材確保に向けた取り組みを行います。
- 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算を活用した処遇面の改善及び有休等休暇の取りやすい環境整備に努めます。

#### ※ 職員の意識改革推進について

- これまでの制度や慣行に安住することなく不断に自己改革を図り施設利用者側に立った、感覚を持って積極的に問題を提起する意識改革を推進します。
- サービスの質の向上を図るため、自己研鑽の促進、職員の意識改革に努めるとともに、各種研修会への積極的な参加に努めます。
- 職員一人ひとりが地域福祉の推進員であるという認識に立った倫理の確立を図ります。

- サービス内容の点検、ムダをなくするための業務改善、チャレンジ精神を高めるための取り組み、改革の思いを職員全員が共有するための取り組みなど、できるだけ身近なところで職場の活性化に向けた意識改革を推進します。

#### ※ 業務水準の向上について

- 業務手順の見直し、各種マニュアルの見直し、チェックリストの作成など、業務水準の向上に向けた取り組みを行います。
- 利用者の皆様に対するサービス水準の向上という意味でも重要ですが、人材育成を行う上では研修機会の提供だけではなく、実際に行う業務において指導していくことも重要であり、その指導の際の枠組みとしても各事業所における手順やマニュアル類の整備を行います。
- 介護記録システムを活用した情報の共有化、業務省力化を図り、各部署間の連携を強化するとともに、マニュアル及び帳票類の整備を行い、業務水準の向上を目指します。

#### ※ 地域福祉の拠点としての役割とその使命について

- 地域に広く開かれた福祉施設として、積極的に地域と交流を深める機会を設け、地域団体や民生委員等との連携、地域行事への参加できるように努めます。
- 地域福祉の拠点として総合的な福祉サービスの提供を推進していくと共に、地域との関りを深め、ニーズにも積極的に取り組みを行います。
- 地域ケア会議に参加することで、地域における現状を把握し福祉施設としての役割を果たすことができるように努めます。
- 地域の特性を生かしつつ、学校や学生並びに地域ボランティアの受け入れや、地域住民との連携を深めるなど地域との共生を図る取り組みを行います。

#### ※ 地域貢献への取り組みについて

- 地域福祉サービスの供給確保の役割を果たせるよう、三重県社会福祉協議会（みえ福祉の「わ」創造事業事務局）が実施する「賃貸住宅入居

保証事業」の相談及び受付窓口を担当し、高齢者世帯や障害者の地域での生活、母子世帯の自立等に不可欠な賃貸住宅への入居時に必要な連帯保証人の確保が難しい方々の支援を行います。

- 熊野市内の社会福祉法人で結成する熊野市社会福祉法人連絡会において、食糧及び物品提供事業行っており、熊野市内で様々な事情で困っている世帯に対して、一時的に食糧や物品を提供することで、その世帯の生活維持・再建されることを目的として支援を行います。
- 「生活困窮者就労訓練事業」の事業者として、一般就労に就く上で困難を抱える生活困窮者を受け入れる態勢を整え、個人に応じた適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、必要な知識習得及び能力向上のための訓練、生活支援、見守り等を行い、一般就労へと繋げることを目的とした支援を行います。

## 【運営目標】

### 「法人本部」

各事業を連携調整し、理事会において決定された方針の遂行に努めるとともに安定した法人運営を行い地域福祉の発展に努めます。

引き続き、健全な財務体質を目指した運営をするとともに、社会福祉法人制度改革に対応した適正な事業運営を行うことで、地域福祉の中心機関として高度で良質な介護サービスの提供を推進します。

### 「特別養護老人ホーム」

1. 介護保険法施行下において、ご利用者及び家族の皆様等から選ばれる施設作りを目指します。
  - ※ 利用者の地域特性やニーズ等を十分把握し、利用者の確保に努め、効率的運営を行います。
2. 全職員が一丸となって事業を推進できるよう職員の育成に努めます。
  - ※ 職員の資質により提供サービスに格差が生じないように各種マニュアルを随時見直し、職員の資質向上を図ります。
  - ※ できるだけ多くの職員が施設内外の研修会に参加できるように計画します。
3. 利用者サービスの質の向上に努めます。
  - ※ サービスの充実を目指し、多職種による連携を強化します。
  - ※ 介護方法を見直し、利用者の安全及び職員の負担軽減を図ります。
  - ※ 利用者が安心して生活できるように設備備品等の環境整備に努めます。
  - ※ 各種委員会の強化を図ります。
  - ※ 利用者の楽しみやリフレッシュを図るために、外出支援や行事等を計画します。
4. ハード、ソフト両面での高品質・低コストを目指し、ランニングコストの低減化を図ります。また、介護記録システムの活用により、情報を共有し、各部署の連携強化及び業務省力化を進め、サービスの質の向上を図ります。

※ 職員のランニングコストに関する意識を高め、ランニングコストの削減を図り、利用者へ還元できるよう努めていきます。

5. 複合的サービスを効果的に提供できるように努めます。

6. 空床をできるだけ作らず、入所希望者が速やかに入所できるように努めます。

## 「特別養護老人ホーム短期入所生活介護事業所」

### 1. 事業方針

※ 利用者のニーズをよりの確に把握し、リピーターの確保に努めるとともに、稼働率の向上を目標に事業を推進します。

※ 契約締結にあたっての重要事項説明に関するマニュアルを整備するとともに、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りに努めます。

※ 利用者が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うとともに、各関係機関との連携を図ります。

※ 新規利用者の確保のため、居宅支援事業所等関係機関からの相談、依頼を受けるネットワーク作りに努めます。

※ 入院等の空きベッドを有効に活用し、稼働率の向上に努めます。

## 「身体障害者支援施設」

1. 紀南地域で唯一の身体障害者施設として利用者の拠りどころとなるようサービスの提供に努めます。

2. 全職員が一丸となって事業を推進できるよう職員の育成に努めます。

※ 職員の資質により提供サービスに格差が生じないよう各種マニュアルを随時見直し、職員の資質向上を図ります。

※ できるだけ多くの職員が施設内外の研修に参加できるように計画します。

3. 利用者サービスの質の向上に努めます。
  - ※ サービスの充実を目指し、多職種による連携を強化します。
  - ※ 介護方法を見直し、利用者の安全及び職員の負担軽減を図ります。
  - ※ 利用者が安心して生活できるように設備備品等の環境整備に努めます。
  - ※ 各種委員会の強化を図ります。
  - ※ 機能訓練の充実を図るため、利用者へのアプローチの仕方や生活の中で実施できる訓練の提案し、高齢化や障害の重度化による機能低下を抑えることができるよう支援します。
  - ※ 利用者的高齢化や障害の重度化に伴い、利用者の状況に合わせた支援に努めます。
  - ※ 個人や集団で実施できる様々な活動を各会議で検討し、生活にメリハリをつけることで利用者の意欲向上や認知症の予防等を図ります。
  - ※ 利用者の楽しみやリフレッシュを図るために、外出支援や行事等を計画します。
  
4. ハード、ソフト両面での高品質・低コストを目指し、ランニングコストの低減化を図ります。また、介護記録システムの活用により、情報を共有し、各部署の連携強化及び業務省力化を進めることで、サービスの質の向上を図り、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供を目指します。
  - ※ 職員のランニングコストに関する意識を高め、ランニングコストの削減を図り、利用者へ還元できるよう努めます。
  
5. 総合的かつ計画的なサービスを提供できるように努めます。
  - ※ 利用者の希望や要望を尊重し、その人らしく豊かな生活が送れるように心理的・社会的な側面に配慮したサービスの提供に努めます。
  - ※ 利用者の希望に応じて、希望外出等の取り組みを推進します。
  
6. 空床をできるだけ作らず、入所希望者が速やかに入所できるように努めます。

## 「身体障害者短期入所サービス事業所」

### 1. 事業方針

- ※ 利用者のニーズをよりの確に把握し、2名の枠を有効に利用できるような事業を推進します。
- ※ 利用者の意向及び人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。支援内容については、個別支援計画書に基づき施設入所支援・生活介護の支援内容に準じて、利用者・家族の希望等を取り入れながら支援を行います。
- ※ 契約締結にあたっての重要事項説明に関するマニュアルを整備するとともに、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるような体制づくりに努めます。
- ※ 利用者が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うとともに、各関係機関との連携を図ります。
- ※ 新規利用者の確保のため、相談支援センター等関係機関からの相談、依頼を受けるネットワークづくりに努めます。
- ※ 相談支援センター等と連携し、近隣の関係機関や見学者等に短期入所に関する情報提供を行い、利用率の向上に繋げていきます。

## 「地域活動支援センター事業」

### 1. 事業内容

- ※ 日中一時支援(定員 9名以下)
- ※ 利用対象者当法人と委託契約を締結している市町において、地域活動支援センター事業の利用決定を受けているもの。

### 2. 運営の基本方針および事業目標

- ※ 地域活動支援センター事業(日中一時支援)は、障がいの有無にかかわらず一時的に介護が必要な方を、日中施設でケアするとともに、家族のレスパイトケアを目的としています。利用者個々の身体状況等を勘案し、各種専門職員によって医療・介護・リハビリテーション・各種相談受付など、利用に伴う施設のさまざまな機能を利用させていただくことにより、心身機能の向上と安心できる地域での生活を目指します。

### 3. 具体的な事業計画およびその内容

- ※ 在宅での生活状況に合わせた個別サービスを提供し、利用者一人ひとりの障害の状況や在宅での生活状況等にあわせて、ご家庭での生活を維持継続していく形を基本として、施設での生活支援を行います。また、趣味や教養娯楽活動においても最大限在宅と同様におこなっていただくために、施設にある既存の活動だけでなく、ご自宅からの持ち込みや、必要に応じて施設で用意するなど、障害児(者)の方々の受け入れ体制を構築します。
  
- ※ 家族との連絡体制の強化を行うとともに、利用開始時に担当職員がご家族に対して現在の生活状況や、施設に対する要望を聞き取り、その内容をサービスに生かします。また、必要に応じて利用中の事業所との連携および関係市町にも聞き取りを行い、現在の生活状況や対応方法を参考にし、利用者およびご家族が安心して利用できる施設となるように取り組みます。

### 「防災対策」

火災や地震及び風水害が発生したときに、職員、ご利用者が一体となり行動がとれるような組織だった防火、防災対策が不可欠です。ご利用者が快適かつ安心して生活できるように、防災面において万全を期さなければなりません。有事の際には、安全かつ速やかに災害に対処できるよう消防計画及び防災マニュアルを整備し、また実践的な火災を想定した避難訓練を年2回、風水害を想定した避難訓練を年1回実施する事で、ご利用者に対する安全への配慮及び被害の未然防止に努めるため防災に対する意識と技術の向上に努めます。

また、防災訓練後には熊野市と協定を結んでいる福祉避難所についても、福祉避難所運営マニュアルに沿って訓練を実施し、福祉避難所としての機能が果たせるよう努めます。

## 「会 議」

1. 施設業務を合理的かつ円滑に運営推進する為、各会議で活発な意見の交換と検討を行い、職員の意見を反映させることにより、各職種間・職員間並びに職員と利用者間の信頼と協調を深めたよりよい施設作りを推進します。

### ※ 合同朝礼

毎月月初めに職員による合同朝礼を行い、各種連絡事項の周知徹底および職員の意見交換の場として活用します。

### ※ 部署会議

施設長、各部署の主任職員等で構成し、収支状況の把握、施設の役割とあり方、職務体制の責任と明確化、資質の向上、重要事項の周知徹底の場として活用します。

### ※ 主任会議（特 養）

重要連絡事項の周知徹底、業務についての確認および、問題点等の検討を行い、決定事項については周知徹底を行います。

### ※ ワーカー会議（特養・身障）

月1回ワーカー職員が集まり、利用者や業務について意見を出し合い、検討を行います。

### ※ 事務所会議

事務所として業務に関する課題や問題点を提起し、課題等に関する対応策及び評価を行い、情報共有に努めます。

### ※ 医務室会議

利用者の状態、処置方法や看護業務について、検討・実施・評価を行います。

### ※ サービス担当者会議（特 養）

利用者のケアプランに基づいて、モニタリングを行い、長期・短期目標の達成度、目標達成に向けた支援の実施状況及び援助内容の評価・見直しを行い、利用者一人ひとりのニーズに沿った支援計画の作成についての協議等を行います。

※ サービス担当者会議（身 障）

個別支援計画書の支援内容に対する支援の実施状況等の評価を行い、計画書の見直し等を行います。

※ 入所判定会議

入所順位名簿に基づき、入所希望者の入所決定を行うものとしします。

※ 給食会議

食生活に潤いと変化を持たせ、利用者に喜んでもらえる食事を考えるとともに、利用者の健康維持を考えた食事を検討します。また厨房業務及び食事提供方法等の見直しを行います。

2. 各検討委員会を設置し、自主性・創造性を引き出しながら、各委員自身の意識向上・成長を促すことを目的とします。また、利用者のニーズ・期待に応え、質の高いサービス提供を目指すと共に、職員の能力開発が継続的に実施することを目的として設置します。

※ 身体拘束廃止検討委員会

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束廃止検討委員会が中心となり、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

- 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善策について検討します。
- 3ヶ月に1回以上委員会を開催し、結果を職員に周知徹底します。
- 身体拘束の適正化に関する指針を整備します。
- 身体拘束の適正化に関する職員教育及び研修を実施します。（年2回以上）
- 緊急やむを得ず身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きを行います。
- 緊急やむを得ず身体拘束を実施した場合、日々時系列で拘束実施時間、身体状況、精神状態について記録をし、記録をもとに身体拘束解除に

努めます。

- 身体拘束廃止に関して職員全体への指導を行います。

#### ※ ヒヤリハット検討委員会

- 施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備し、万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。
- マニュアル、事故(ヒヤリハット)報告書等の整備を行います。
- 事故(ヒヤリハット)報告の統計、分析及び改善策を検討します。
- 改善策を周知徹底します。
- 利用者が安全に生活できるように環境整備に努めます。
- 事故については、必要に応じて公共機関への事故報告を迅速に行います。

#### ※ 感染症対策委員会

施設内において、感染症及び食中毒が蔓延しないように感染症対策委員会が中心となり、予防策や実践方法を検討します。また、感染症はいつ・どこで感染し持ち込むかということについて予測が困難であるため、常に意識をもち、予防及び蔓延防止に努めます。

- 新人職員の感染症・褥瘡研修を実施します。
- ノロウィルス発生時の対応に関する研修を実施します。
- 感染症・褥瘡の予防対策及び発生時の対応の立案と実施後の評価・再検討を行います。
- 各指針・各マニュアル(各感染症の予防マニュアル・各感染症対応マニュアル・食中毒予防マニュアル)等の作成及び見直しを行います。
- 全国インフルエンザ発症状況の情報掲示を行います。
- 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制を整備します。
- 利用者及び職員の健康状態の把握と対応策を検討します。
- 感染症、褥瘡予防、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修を実施します。
- 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価を行います。
- 感染症発生者の統計をとります。
- 褥瘡の状態をまとめ、情報を共有します。
- 必要に応じて面会等の制限を行います。

#### ※ リスクマネジメント委員会

各職種で構成し、より良いサービスの提供に向けて、事故予防に対する取り組みだけでなく、利用者の人権を擁護するため、虐待、苦情及び身体拘束のリスクについても検討し、施設全体のサービスの質の向上を目指します。

- 施設におけるリスクマネジメントの考え方の理解に努めます。
- リスクマネジメントに関するマニュアルを作成します。
- 事故報告書等をもとに施設におけるリスクを把握・検討します。
- リスクへの対応手段・改善方法を明確化・周知徹底に努めます。
- 委員会での結果の周知徹底を図ります。
- 身体拘束の適正化に関するマニュアル作成及び教育を行います。
- 虐待防止に関する基礎知識や対応方法の習得に努めます。
- 事故については、必要に応じて公共機関への事故報告を迅速に行います。

#### ※ 衛生委員会

労働災害及び健康障害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保することを目的として調査審議を行います。

- 委員会を毎月1回開催し、審議した内容を職員に周知します。
- 職場巡視を行い、職員の危険や健康障害を防止する対策を行います。
- 定期健康診断、特別健康診断、雇入時健康診断及びストレスチェックを実施し、産業医と連携して職員の健康保持増進に努めます。

### 「職員研修」

1. 提供サービス向上のための研修を充実させます。

- ※ 施設内外研修の参加をすすめ、新しい知識や技術を積極的に取り入れて、専門的知識及び技術の向上に努め、職員の資質向上を図ります。
- ※ 介護福祉士、介護支援専門員等の資格試験に関する情報提供に努め、受験資格のある職員には、ひとりでも多く受験してもらうよう積極的に働きかけて職員の意識向上を図ります。

2. 施設内で、待遇に関して勉強会を行い、利用者への言葉遣い、権利擁護等の改善を進めます。

## 「医療管理」

利用者の状態報告、異常の早期発見を行い、嘱託医への報告及び連絡を密にし、利用者一人ひとりが、その人らしく毎日を過ごしていただけるように支援をします。

- 6月には身体障害者支援施設の長期利用者及び夜勤業務を行う職員の健康診断を実施します。
- 10月には特別養護老人ホーム、身体障害者支援施設の長期利用者及び全職員のインフルエンザ予防接種を実施します。
- 12月には特別養護老人ホーム、身体障害者支援施設の長期利用者及び全職員の健康診断を実施します。
- 嘱託医指示による貧血及び糖尿病利用者の定期的な血液検査及びその他疾病利用者の血液検査を実施します。

## 「栄養管理・給食」

### 1. 食生活の充実を図ります。

※ 利用者の嗜好を把握します。

- 嗜好・残菜調査状況等を把握し、献立に反映させることで喫食率の向上を図ります。
- 利用者の栄養状態を把握し、各職種の協働により、利用者一人ひとりに合わせた栄養ケアを行います。
- 定期的に希望献立、日常の食事についての意見を聴き、利用者の要望を取り入れるように心掛けます。
- 利用者の体調・嚥下状態に合わせて、食事形態を変更し安全な食事提供を心掛けます。
- 平常時・非常時の衛生管理体制、緊急時の食事提供体制を整え食の安全に努めます。
- 月1回給食会議を開催し、厨房業務、食事提供方法等について見直し、改善に努めます。

※ 行事食の充実

- 季節行事等の行事食を充実し、食生活に変化をもってもらえるよう

に努めます。

## 2. 利用者への栄養指導

※ 時季に応じた食物等に関する情報を掲示する事で、栄養に関心をもっていただき、健康維持に役立てます。

## 3. 給食の提供

※ 利用者一人ひとりに安全で喜んでいただける食事の提供に努めます。  
※ 厨房職員の人材不足解消、業務負担軽減を目的として土曜日・日曜日はレトルト食品の提供を行います。

## 4. 衛生管理

※ 厨房内の衛生管理を徹底し、食中毒等の発生防止に努めます。  
※ 食中毒月間を設け面会者の食物の持ち込み等を制限し、食中毒発生防止に努めます。

## 「地域交流」

### 1. 地域資源の利用を通して、交流の機会をもちます。

※ 施設の運営に対して、ご家族・ボランティア等の参加を要請し、地元の学校関係、諸団体、他施設等との相互交流の場がもてるよう友好関係を促進します。  
※ 地域の行事へ積極的に参加することにより、地域社会との繋がりが深まるように努めます。

## 「ケアプラン」

利用者の身体的・精神的・社会的自立を高め、生きがいのある生活が送っていただけるように、ケアプランの充実を図りつつ、個別のニーズに対応したサービスが提供できるよう努めます。

## 1. ケアプランの作成

- ※ ケアプラン作成は、各チーム会議においてチームの利用者の現状を把握し、利用者のニーズ・課題を抽出し、そのニーズに対する対応の検討を行います。
- ※ サービス担当者会議においてケアプランの検討を行い、作成されたケアプランについて各職員に周知徹底を図ります。
- ※ 作成されたケアプランは、利用者及び利用者家族に示し承諾を得るものとしてします。
- ※ ケアプランは、課題ごとに設定された期間、又は身体状況急変時に随時見直します。
- ※ 各チーム担当者は、利用者の ADL、サービスの実施状況、援助内容、及びケアプランの目標達成状況の把握に努めます。

## 2. 介護支援専門員の役割

- ※ 他職種との協働し、利用者一人ひとりの自立支援に向けたサービス計画が作成できるように指導助言し、ケアプラン作成の統括を行います。また、近隣のサービス事業所と連携し、短期入所生活介護利用者の確保に向けた取り組みを行います。

## 「リハビリテーション」

1. 利用者の状態把握に努め、生きがいのある生活を送っていただけるように、生活の自立向上が図れるよう支援します。

### 2. 個別対応

利用者個々の身体レベル等に合わせたリハビリメニューの作成し、リハビリテーションを実施します。

- 離床及び体力の向上を図ります。
- 残存機能を活用します。
- 発動性の向上を図ります。
- 生活レベルの自立向上を図ります。

### 3. グループ対応

全体を対象とした機能低下防止と向上を目的にグループ訓練を行います。

- 基礎となる身体運動・ADLの自立向上を図ります。
- 人間関係の拡大と充実及び精神面の安定と充実を図ります。

### 「広報活動」

社会福祉法人紀和会の果たすべき役割を実践するため、広報活動の充実・強化を図る必要があります。当施設は、地域において、地域住民、関係団体等、外部に対し、「ケアホーム熊南」を広め、活動内容を知っていただくとともに、社会福祉法人としての透明性を確保するために、定期的な広報誌の発行やホームページでの積極的な情報開示を行います。

- 福祉の職場のイメージアップ、福祉の仕事の魅力発信に向けた取り組みを推進します。
- 個人情報保護に努めます。

## 【年間行事計画】

### 《特別養護老人ホーム》

5月	遠足
6月	防災訓練（夜間想定）（全体総合訓練）
8月	夏祭り
9月	防災訓練（風水害想定）（部分訓練） 敬老会
10月	身障・特養交流運動会
11月	紀和町ふるさとまつり参加 入鹿中学校文化祭作品展示
12月	忘年会 もちつき大会

- 1月 初詣  
2月 節分豆まき  
3月 防災訓練（昼間想定）（全体総合訓練）

※ 特養では外出支援として、ドライブ、ショッピングを計画します。

#### 《身体障害者支援施設》

- 4月 春の希望外出  
5月 春の希望外出  
バーベキュー大会  
6月 防災訓練（夜間想定）（全体総合訓練）  
春の希望外出  
8月 夏祭り  
9月 防災訓練（風水害想定）（部分訓練）  
秋の希望外出  
10月 身障・特養交流運動会  
秋の希望外出  
11月 焼き芋大会  
秋の希望外出  
紀和町ふるさとまつり参加  
入鹿中学校文化祭作品展示  
12月 忘年会  
もちつき大会

- 1月 初詣
- 2月 節分豆まき
- 3月 防災訓練（昼間想定）（全体総合訓練）

※ 身障では、利用者の誕生日に「ハッピーデー」として、一日外出日を設け、利用者の希望する場所に外出支援を実施します。その他ドライブ、ショッピングを計画します。